

正徳の改貨政策

播磨 定男

はじめに

徳川幕府草創期の幕藩封建体制確立期を経過し中期の所謂成熟期に至ると、表面的な政治的安定の裡にやがてこれらの基盤に運命的亀裂を生ずる経済の社会化現象が進行し、これへの対策が幕府当局者のみならず、学者浪人に至るまで各人その置かれた立場や思想によつて、勿論その理論の疎密、或は広狭の差はあるが各様に社会の変化を意識すると共に、幕政の上にも時代の趨勢による経済政策が主要な位置を占めるようになる。

かゝる経済理論および、その政策を今日の発達整備された経済学の立場から観ると、そこには政治的、倫理的要素が混入し経済問題がそれ自身として、合理的

に思考されていない点が指摘される⁶⁾。

つまり経済現象は政治や宗教の結果的な従属的存在として意識されており、これは当時の理論なり政策の提供者が儒教思想を立脚点とし、更にはその儒教が幕藩体制の成立と共に、社会の統治教化の機能を果してきたことを考えると寧ろ当然であるともいえるが、一方また当時の経済論、政策が社会の急速な変化による實際的な政治的要求と結びついて提唱されたが故に、現実からの強い拘束を受け、純理論的というよりは現実政策的であり、思想的には断片的な発展性をあまりもたないものとなったことは看過し得ない。

しかし経済理論としては未熟であつても、幕藩体制社会第二段階の寛文・延宝期頃より、農民的剰余をもとに発達してきた商品貨幣経済の社会化現象は、消費

階級たる領主財政を困窮に至らしめ、その救済策たる元禄八年の金銀改鑄の断行は、それまでの自給自足の経済論を主体とした尚農論・儉約論から新たな経済問題として、貨幣に関する論議を招来するに至った。

本稿はかゝる政策の後をうけて、台閣に登場した新井白石の経済論の中で、特に彼が当面の「急務」といった貨幣改革を考察しようとするものであるが、これまでに多くの先学によって明らかにされている如く、彼は元禄の悪貨政策を斥け金銀の品位回復を実現したことは周知の事実である。

この改貨事業は、日鮮外交の刷新と共に白石の政治的業績の大なるものとして特筆される故に、同時代人からも賛否両論が提起せられ、先学の研究も詳細を極めてきているが⁽¹⁾、こゝでは彼の経世思想との関連から、その歴史上の著作に発揮された実事尊重の実証的合理主義的精神が、現実具体的経済問題への対処の中で如何なる様相を呈するか、かゝる点を念頭におきながら、この古典的テーマを観て行きたいと考える。

(註)

- (1) 野村兼太郎著『概観日本経済思想史』五頁
- (2) 代表的なものとして、宮崎道生著『新井白石の研究』、栗田元次著『新井白石の文治政治』、中村孝也著『元禄及び享保時代における経済思想の研究』(中)、野村兼太郎著『日本経済学説史』

一 白石の政治的位置

宝永六年、五代將軍綱吉に代って、西丸から甲府侯家宣が幕府將軍職を継ぎ、在藩時代からの近臣たる間部詮房、同じく侍講として十六年間為政者としての政治理念を講じてきた新井白石が、前代の牧野成貞、柳沢吉保に代る將軍御側用人的存在として幕閣に入り、以後八代吉宗將軍就任までの八年間幕政の推進役を務めることゝなった。

前代の政治形態をそのまま受け継いで出発した所謂「正徳の治」は幕府政治機構の頂点に位する將軍職そのものが、独裁専制を本質としているとはいえ、四代將軍家綱頃からの文治主義的傾向による家格の固定化、

身分制秩序の確立による、門閥譜代の代表たる老中が幕政の要路に在り、後述の如く家宣（將軍）―詮房（老中格）―白石（儒者）による幕政の推進にも一定の限界が存したことは云うまでもない。

白石の親友室鳩巢は当時の状況を

これは文昭院様御任用たらぬゆえに御座候、先夜も申候、古の聖人殷湯、周武の伊尹、太公望を被_レ用候は、天禄を共にし天位を共にして人の上に立置れ候、さなく候へば天下の人服し不_レ申候、本多中務殿を相役に被_レ差置、此人を問部殿と同役に被_レ仰付_二置候て、大禄をも被_レ仰付_一候へば、此節御老中方も諸事相談にも有_レ之筈に御座候、勿論此人伊尹、太公望にては無_レ之候得共、夫は上も殷湯、文武にても無_レ之候、とかく賢人をば大に被_レ用時は、權威を与へられず候ては用に立不_レ申_〇

と、家宣（文昭院）が白石に対し政策実行に伴う政治的地位を与えなかったため歿後の白石の立場を不安定にしたといっているが、当時の身分制秩序を根幹とする封建社会機構の中に在っては、身分的には依然として寄合儒者であり、漸くその前年の朝鮮聘礼の功によ

り五百石の加増をうけて、計千石を領したばかりの白石の存在など問題ではなく、彼の推挙によって同じく幕政に参与することになった鳩巢の右の言は、両者とも同じ状況に存在しただけに、当時の現実をよく物語っている。

然し、白石は家宣歿後未だ四才の幼將軍の許で、様々の困難に直面しながらも諸種の政策を立案実行し、亡き主君の遺命を実現して生前の信任に応えんとしたことは、その後の鳩巢書簡や自叙伝『折たく柴の記』が詳しく伝えている。

彼は青年時に儒学に志しながらも理の問題や、性命道德などの形而上学の問題に思索を凝した一般の朱子学者とは違って、天下有用の学問をいたすべく目的を定めていたと云われるが、その希望が漸く三十七才に至って甲府藩に侍講として招かれるに及んで現実と化し、更には凶らずも主君が將軍職を襲うことによつて、彼もまたそれまでの単なる儒者侍講としての域を出て、天下の大政を動かすべく稀代の経世家として、幕政の中樞に存在したのである。

白石の経世思想については後述するが、彼は幕政参与の当初から既に一つの政治理念をもち、しかも時務をも心得た経世家としてその資質を十分備えていたことは、数多くの封事を上に奉っていることよって明らかである。

これらは彼の『日記』⁽⁹⁾や『折たく柴の記』の随所に見えており、中には將軍の諮問に対しその求めに応じたものもあるが、多くは白石自身の当時の政治に対する意見書であり、その政治理念から出たものであることはいうまでもないが、その中で前將軍の綱吉が歿した宝永正月十日の直後に、既に後世彼の業績として特記される諸種の建議が成されていることは注目してよい。

即ち、綱吉の歿した翌十一日に急ぎ西丸へ登城した白石は、懐にしていた当時の「急務三カ条」の意見書を間部詮房の弟中務少輔詮衡に託し、更にはその翌十二日にも参上して封事を上っているが、これらがその直後の同月十七日に発布された大錢廢止令、同二十日の生類憐み令の廢止となり、そして同月二十六日には

親王・皇女の御出家廢止の献策、二月一日には朝鮮聘礼の建議、同月三日の幕府財政の諮問に対して、翌四日には金銀改鑄反対の封事、四月一日には長崎貿易の建議等、家宣が未だ正式に將軍宣下をみない短期間に、これだけの政治改革案が提出されているのである⁽¹⁰⁾。

右の中で親王・皇女の御出家廢止の献策は、翌七年八月閑院宮家創立として実現をみたものであり、次の朝鮮聘礼の建議はこの後も屢々封事を上って、日鮮外交の刷新をすべくその改革案を提出したもので、やがてこれが正徳元年の朝鮮国信使との間に国諱論争まで生ずるに至り、日鮮外交史上特筆されるべき事件となつたことは周く知られる所であるが、後の金銀改鑄の反対と長崎貿易の建議は彼の経済政策の中核であつて、これらが家宣在世中に遂に実現を見なかつたことからしても、その実行には諸種の困難があり白石自身生命を賭した重要事であつた。

白石は前述の宝永六年二月三日に幕府財政の諮問をうけた際、「これ天下の大議をもて某に下し問はれし御事の始也けり⁽¹¹⁾」とこれを特筆しているが、前代以

来の金銀貨幣の改悪による幕府財政の赤字補填策を排して儉約と延払い策を建言し、これまでの悪貨政策は家宣の代に至って却下されることゝなつたが、然し幕府の年貢収入の停滞とは反対に年々累なる財政支出の膨脹による經常費の不足、更には前將軍の葬儀や御靈屋の構築、新將軍宣下の費用等の臨時出費を如何に念出するか、幕府当路者の差迫つた現実の問題であつて、結局は前代以来幕府財政を担当してきた勘定奉行荻原重秀の實際論が採用され、翌七年四月十三日金銀の改鑄令が下されることゝなつた。

重秀は幕府財政の救出者として、老中衆からも恐れられ同七年の十二月には、その功によつて五百石の加増をうけているが、然し元禄八年に貨幣改鑄が実行されて以来、それまでの慶長古貨幣と元禄後の新貨幣とは品質において差があり、然も両者通用貨幣として作用をしたから、当然の如くここに経済的混乱と物価騰貴という新たな社会経済問題を惹き起すに至つた。

かかる状態は幕府要路者にとつてこれを単に一経済問題として放置できないことは勿論、延いては一般

民衆の政治不信に関わる政治の根本問題であると意識していた白石は、これに反対して封事を上ること三度決死の極諫によつて正徳二年九月遂に荻原重秀の弾劾に功を奏した。

当時の政治状況を鳩巢は

諸人皆荻原を恐れ申儀常憲院様御時之通に罷成候、老中なども一同に着被し申、此人なくては不_レ罷成_二様に御座候、然処に新井氏畢竟此人御用被_レ成候ては天下危_ク奉_レ存候旨委細に申上、扱畢竟此人御退け不_レ被_レ遊儀に候はば社稷を滅し申候。

と伝えているが、重秀の改鑄策に代る白石の金銀改良策が幕政参与四年目にして、漸く採用の見込みがついた矢先に家宣の死に遭遇して、この政策の実現は勿論彼の政治的地位まではなはだ不安定なものとなつたが、金銀の慶長幣制への復帰は家宣の遺命でもあり、その当初からの推進者として彼は翌三年六月『改貨議』三冊を草して、当時の貨幣制度の改革案を明らかにした。

(註)

(1) 『兼山秘策』(『日本経済叢書』卷二二〇〇頁、以

下『叢書』と略す)

- (2) 『新井白石日記』上、下(『大日本古記録』)
- (3) 『折たく柴の記』(『新井白石全集』第三、以下『全集』と略す)、及び『新井白石日記』上の宝永六年の条
- (4) 『折たく柴の記』(『全集』第三一六〇頁)
- (5) 『兼山秘策』(『叢書』卷二二四〇頁)

二 金銀品位改良策

白石は先ず『改貨議』上巻の冒頭において

近世以来天下の財用通行はれ難く万物の価年々に高くなり来り公私の難儀に及び候事、世の人論じ申す所皆々金銀の品下り候故により候由申沙汰し候、近世に及び金銀の法類に變じ候事においては、古今の間いまだ承及び候はぬ大變に候へば世の人申沙汰候所異論有べからざる事には候⁽¹⁾

と改貨の緊急事たるべきことを述べ、かゝる経済的混乱を現出するに至った元禄の悪貨政策について次の如き厳しい批判を下している。

元禄以来金銀の法を變じ候事を申行ない候事、当時上の

六

御財用其入り候所を以て其出候所をはかり候に、其入り候所其出候所の半には及ばず候故に(註略)、慶長以来の金銀の法を改め金をば銀を雜造り銀をば銅を増加候て、天下通行の金銀の数を増され候由を申沙汰し候得ども、真実は慶長以来造出され候ほどの金銀の數其半を奪ふべきための術にて候き⁽²⁾

つまりこの政策は幕府財政の観点から、その赤字を金銀の改鑄による出目(差益金)でもって補填すべく採られたものであり、その後の再三に亘る銀貨の悪貨は、当時の幕政要路者が「金銀の数をだに増し候はゞ天下の財用ゆたかなるべき事とたゞ一筋にのみ心得候ての過を五たび迄かさね候」たものである。

元禄の改鑄後今日までの十八年間は

金銀の品下り候事を怨み候ひしものども、いつしか又金銀の品もとのごとくになり候はんには其數を減じ候べき事を惜み候て其心一つに定まらず、しかるべき人々も又それが説に心まどひせられ候て、其議も又一つに決せず今に至り候⁽³⁾

然れどもこれを放置することは、益々その傷を大き

くも深くもすることであるから「元禄以来の事共をしれる人に尋問ひ、当時の人の申沙汰候御事共をもしれる人に尋問ひ候て、まず世の人の申沙汰し候事共をしるし候」と云い、「或説に云々」と当時の貨幣に対する一般の改革意見を八条にまとめて披瀝し、その後自己の意見を註して、元禄以来の改貨政策が荻原重秀一人にまかされてきたことの弊害を説き、従つて此度の改革においても自分一人の意見のみ聴すべきでないこと、国家の大事であるが故に彼是の意見をよく議定の上決せらるべきことを委細に申し述べている。

白石が元禄の改貨政策を排斥する最も大なる理由はこの政策が実行された結果、諸物価の騰貴となり公私の難儀を招来するに至つたとする点である。

かゝる社会的実情を放置しておくことは、その政治への反映として政治不信を結果することは必定天下の大法をも阻まれることになるから、為政者として単に道徳的反省に止らず、これを政治の問題として取り上げ経済生活の安定を計ろうとするのであるが、このことを述べる前にまず当時の経済的状况に対するその

実情分析とその対策が如何様になされているか、この点から見ることにしたい。

白石は『改貨後議』の中で物価騰貴の原因を

元禄年中金銀の法を改められ候へども、其通用の法をばもとのごとく金壹兩を以て銀六拾匁に当べき由を定められ候き、然るに世の人ひそかに金銀の品を論じ定め候て、金はむかしにくらべ候に其品大きに下り候、銀はむかしには及ばず候へども金にくらべ候時は其品まさり候由にて、銀をたつとみ金を賤しみ候事によりて（註略）、其品高かるべき物は下り其品下るべき物は高くなり候ひき、これ金銀の法やぶれ候て万物の価増しくは、り候事の始にて候。

と云い、勿論この政策の結果社会的には貨幣數量の増加によつて、地方の農民層の日常生活にまで貨幣が行きわたるようになったこと、つまりその利点を認めて近年以来風水旱等の大災もなく国々の百姓共の手に入り候金銀の数も多くなり候て、妻子徒類相集り飢渴のうれへなき故に候へば、此事においては太平の日久しく候しるしにて難し有御事とも申すべく候、諸物の価は年々に増加り候へども乞食非人等のもの、見え来らず事は申

すに及ばず、奉公に出し男女も数すくなく候て、金銀の善悪にはかゝらずただ其数の多くなり候事、世のため
にその利益なきにもあらず候⁽⁶⁾

と云っているが、こうした反面一般の経済生活では、品質の劣悪なしかも純分有量の相違する貨幣が濫発された結果、それまでの金銀の標準交換比率たる金一両
銀六〇匁銀四貫文の原則はくずれ、金銀錢で造られた各種貨幣に交換相場が成立するに至ったこと、そして元禄年中の金貨の発行の際は銀高金低の現象を、宝永年間には各種劣悪銀貨の発行により、前の反動たる金高銀低という反対の現象を生じ経済界を混乱に陥しめたのである。

かゝる状態を物価との関連で云えば、一般の諸色値段は齊しく劣悪貨幣を標準にして決定されるから、物価騰貴という社会全体的現象を招来したのである。

以上が白石の元禄悪貨政策への批判であると同時に、これから実行しようとする正徳の金銀貨改良策への確信を示すものであるが、右の書に続けて提出された『改貨議』下巻では右の批判を根拠とした改革案の具

体的実施策を十項目にまとめて提示している。

この中で最も注目すべきは銀鈔の発行であろう。

現状の貨幣を改良し慶長の幣制へ復帰させるためには、悪貨を吹替える費用と純分有量を増すべくその準備金が必要であるが、年々赤字に苦しむ幕府財政がこれを背負い得ないことは勿論、諸国金銀山よりの産出量も漸減していた実情からして、結局は当時既に各藩で実行されていた藩札の例に鑑みて、金銀の兌換紙幣の発行をもって元禄以来の悪貨を回収し、それを再改鑄して慶長古金銀と同質のものを造り通用させようとするのである。

白石の考えでは銀鈔を発行しても悪貨の回収には十年、その間に上金銀を鑄造してこれと銀鈔を交換しなければならぬから更に十年の歳月を要し、銀鈔の準備金は凡そ新銀六拾六万貫目相当としている。

銀鈔の発行については、既に我国において藩札の発行をみていたから白石の創見ではないが、この建議の最後に

異朝の書には天下財用の事ども詳に論じ候物ども其数多

く候を、わかき時に其かたはしばかりはうかゞひ見候事も候て、今日の事に存じ合はせ候所々候を以て心のおよび候事共を書しるし候⁶⁾

と云い、また

異朝にても中古以来は金を以ては交易の事には用ひず銀と銀との二つを用ひ、其後は銀と鈔と銀との三つを以て通行し候事すでに六百年に及び候歟⁶⁾

と云うなど、この立案には外国の貨幣制度にも十分注意を向け、事実正徳二年春には江戸参府のオランダ商館長一行の館を訪れ外国の事情などをただしているから⁶⁾、貨幣改革にもこれらの海外知識が支えとなつていたと考えられる。

然し、明治以降の円・銀の如く同一幣制体系下に置かれていなかった当時の金・銀・銀三種類の独立した貨幣は、一方を鈔で発行すれば他方がその利便さや危険の回避等から相場の高値を呼ぶことは必然で、三貨平衡ならず従つて政策の実効も上らない。

従つて三貨中比較的供給の容易な新銀貨を取り敢えず銀十萬貫目相当を鑄て、これを既発行の銀鈔と交換

させ、引換えた銀鈔は焼き捨てると共に逐次上金銀貨を造つて通用させようとするのである。

紙幣の発行は白石自身「金銀をだに偽造候事に候へばまして鈔をば偽造候事候」と云える如く、当時においては政策実行の最大の難点であり、白石が度々繰り返す如く天下の人々の政治に対する理解と信頼がなければ、法律的な強制だけでは到底実現し得ないことは云うまでもない。

白石の右の建議は正徳三年六月であるが、これをもとに幕府は同十月に改貨事業の責任担当者を決定し、翌四年五月十五日に所謂金銀復旧令が布告された⁶⁾。

この実施法令と前の白石の建議内容とを比較した場合、金銀の復旧という政策の根本は変わっていないが、それへの具体策たる金銀鈔の発行は停止せられており、また新古金銀貨引替の割合も元禄以後の新金銀貨の品質の相違によりこれを三通りに分けて実行するなど、白石の建議は大幅に修正されている。

『改貨議』提出からこれらの政策実行に至るまでの経過は『折たく柴の記』に詳述されているが、これに

よると白石の建議が提出されたその年の暮に大坂に住む町人谷安敏が改貨事業について意見を述べたのが白石の耳に入り、それが彼の紹介で老中等にも知られることとなり結局は白石・谷両案が参酌されて、白石の当初の金銀鈔を発行しその間に古金銀同様の貨幣を鑄造しようとする考えは斥けられ、直に元禄以来の悪貨を吹替えて通用させる作業が開始されたのである。

良質の新金銀貨が発行されると、元禄七年以前の貨幣は問題がないにしても、それ以後の既発行貨幣とは引替割合を定めなければ交換が円滑に運ばないことになる。

従って幕府は新古金銀割合の制を定め、これまでの永字・三宝・四宝の各銀貨を同価とし慶長古銀に対しては十割増としたため、結局幕府は上記三種類の通用銀の引替えにおいてさえ純銀として十万九千八百八十七貫、新銀にして十三万七千三百五十八貫七百五十匁の損失を蒙ることとなり⁶⁰⁾、その他金銀の吹分け、新鑄の費用、引替えの手数料等、政策の実施に伴う当面の損失を犠牲として金銀の復旧策は断行せられたが、

10
恰度同四年十月商人野島某の新政策に対する反対意見が流布し金銀の交換が一時停顿することとなった。

白石はこれに対し『改貨後議』を著して反駁し、更にはこれより前同四年五月に銀座の手入れを行ない、幕吏二名と銀座年寄六名の処罰を断行する⁶¹⁾などこの事業の完遂に努めたが、彼の意図通りには新古金銀の引替えは進まなかつた。

白石はこの交換の停滞に対し

今度金銀の法慶長の法のごとくになし返され候御事は、金銀の品を始めて其通じ用ゆべき法に至る迄ことごとく皆其正しき所を得候て、元禄以来の金銀も又おの／＼其品に随ひ相通じ用ひられ、ついに天下の宝その宝とする所を得べき事共に候⁶²⁾

と前置し、此度の政策によって上金一に対しこれまでの通用乾字金二の交換割合は決して各自の財産を半減するものではないこと、また金銀比価において元禄の当初は金一兩に対し銀五拾四、五匁であったものがその後の改鑄によって銀三拾匁に至り、金銀比価の変動とそれに伴う諸物価の騰貴を呼んでいること、従って

多少の混乱はあつても金銀を復旧し、各々の比価を慶長の法に帰すことは「国家財用」の立場からして急務たるべきことを詳述している。

然しそうした彼の政治理念にも拘らず、経済法則が機能する現実の状況は新旧貨幣の併用によって一層の混乱に陥った。

太宰春台は、この後の享保改革の貨幣政策を述べた中で

新幣未ダ海内ニ行ナフベキ程ニ成就セザル故ニ、五等ノ
悪銀ヲモ未ダ廢セズ新幣ト並ビ行ナフ、只一種ノ銀幣ニ
好悪六等アリテ其値モ多少不同ナル故ニ士民是ヲ苦ムコ
ト甚シ40

と云い、幕府もその間の事情を勘案して翌五年四月両替商に組合を結成させ、新金引替えの責任額を決めて交換を促進させるという、前の弾圧とは打って変わった強硬手段をとるに至った。

様々の問題と経過を経て、漸く実行された正徳の改貨政策は、正徳六年七代將軍家継の夭逝とその中心的推進者白石の隠退によって、大した実効を見ないまゝ

次期吉宗の享保の改革へと受継がれ、他の諸政策と共に政治的な強行策がとられることゝなったが、この政策を直接の契機として当時の儒者間に新たな経済論議を醸成するに至った。

白石の貨幣論は次節で検討することにして、最後にこの政策に対する特にその実施面への先学の批判と私見を述べることにしたい。

伊東多三郎氏は、正徳の改貨政策が新金銀を慶長の古制に復しながら乾字金と宝永銀を通貨の元建としたこと、また新古金銀貨の併用を行ないながら両者の引替期間及び通用期限を明示しなかったことの二点をあげ、併用期間の無期限と新金銀切換えの実現難とはこの政策の最大弱点たることを指摘された41。

既述の如く『改貨議』に示された白石の改貨方針は、その後谷安敏の意見などもあつて修正せられており、白石の当初の考えと改貨を公布した幕令とは金銀貨の復旧という政策の根本においては同じでも、その実施内容は必ずしも一致していない。

伊東氏が幕令を詳細に検討分析されて如上の点を指

摘されたことは全く至当であり、これに対し異説を唱えるものではないが、白石の当初の立案ではかゝる点に対しても配慮がなされており、それをこゝに附言したいと考える。

まず前掲の『改貨議』下巻において、仮え幕府が吹替えの準備金を十分に所持し上銀を鑄造したにしても

元禄以来の法のごとく上銀を出し候ては、新銀共に引かへくし候はんには新銀共皆々引かへ尽し候はぬほどは、上銀と世に通行し候所の新銀共と一々に惣場ちがひ出来、そのみならず上銀と今の新金とのつりあひ大きにちがひ候て、天下の大難ふたゞび出来り諸物の価増し候④

と、新古貨幣の併用が金融界を混乱せしめることを述べ、従つて銀鈔を發行して「天下の新銀ども皆々とり収」め「新銀ども天下に通行し候事を厳制」すべきであるといひ、悪貨が回収されないまゝ新貨を發行することの弊害を指摘しているのである。

彼はまた金鈔の發行をもつて新古金銀の引替えの際における渋滞を円滑ならしめる措置であるとし、その

引替え期間については

其御触書の諸国にゆき届き、それよりして引かへのため出来るべきほどの日数をよくくかんがえられ、いずれの月より引かへらるべく候、いずれの月より新銀共通し候事を厳禁せられ候⑤

と記し、これに註して

此禁ゆるがせに候はんには、新銀ども出来る事遅々に及び候べき歟

と、配慮しているのである。

然し、右の白石の実施案は銀鈔の發行を前提にしたものであるから、これが当時として適當であつたか否かが問われねばならない。

栗田元次氏は白石が金銀鈔を採用したことについて、当時の混乱した通貨の整理及び物価の平衡策としては至当であるが、当時銀でさえその品質の低下により通用価に差を生じた状態で果して法定価を有し得るか⑥、とその長短に触れられているが、白石は

異朝にしては中世より此かた宝鈔と錢とを通じ用ひ来り候由に候、我國にても近世に及びこゝかしこの国郡にて、

紙札といふものを以て其国郡に通じ用ひ候は、すなわち
 徳宝鈔の法に相同じき事に候⁽⁹⁾

と云い、各藩の藩札の例を見るまでもなく幕府においても既に元祿の改貨時に採用が考えられてもいたから⁽¹⁰⁾、「天下の大法」が行なわれる政治的環境が得られれば兌換紙幣として機能をもつが、「天下の利権」が両替商に握られている実情では、これをもって金銀復旧への一時的な補助的手段とするより他はなかつた。

上銀造られ候事は上金造られ候よりは其事たやすからず候へば、其年限のほどかねて定申難く候、二十年の内外には其功終るべき事とは存じ候⁽¹¹⁾

と、その通用期間を十年或は二十年とし、その濫造を防止するために発行制限と銀鈔十萬貫相当の銅錢鑄造を進言するなど、基本的には硬貨主義の立場からその改良復旧策を考えていたものと解される。

(註)

- (1) 『白石建議』四(『全集』第六一九一頁)
- (2) 『同右書』四(『同』第六一九二頁)
- (3) 『同右書』四(『同』第六一九四頁)

- (4) 『同右書』七(『同』第六二四七頁)
- (5) 『同右書』一(『同』第六一六〇頁)
- (6) 『同右書』七(『同』第六二五三頁)
- (7) 『同右書』四(『同』第六二〇四頁)
- (8) 『折たく柴の記』(『同』第三一九八頁)
- (9) 『徳川実紀』第七編(『新訂増補国史大系』四四) 正徳三年十月廿三日の条、及び同四年五月十五日の条
- (10) 栗田元次著『新井白石の文治政治』三七三頁
- (11) 『徳川実紀』第七編(『新訂増補国史大系』四四) 正徳四年五月十三の条
- (12) 『白石建議』七(『全集』第六二四八頁)
- (13) 『経済録』卷五(『叢書』卷六一四一頁)
- (14) 伊東多三郎『江戸幕府正徳の貨幣改鑄』(『社会経済史学』一八の六)
- (15) 『白石建議』五(『全集』第六二二〇頁)
- (16) 『同右書』五(『同』第六二二三頁)
- (17) 栗田元次著『新井白石の文治政治』三六一頁
- (18) 『白石建議』七(『全集』第六二四八頁)
- (19) 滝本誠一著『日本経済史』一九一頁
- (20) 『白石建議』五(『全集』第六二三四頁)

三 貨 幣 論

元禄の悪貨政策が当時の幕府財政の赤字補填策として現実の経済的要求からなされた政策であるとするならば、これを否定し金銀の改良復旧策がとられた正徳の改貨政策は、経済的というよりは寧ろ政治的観点から、元禄政治の幣害面を是正するためにこれを政治の主要課題としたところにその特徴がある。

従ってここから生ずる貨幣論も純粹な経済理論としては考察されず、当時の政治的要求から専ら現実的な物価との関係で論じられている。

白石は先ず『改貨議』上巻において

異朝歴代の間論じ候事共を併せ考候に、古の善く国を治め候人は物の貴賤と貨の軽重を觀候事候て其政を施し行はれ候き、凡そ物の価重く候事は貨の価輕きにより候て貨の価輕くなり候事は、其数多きが故に候へば法を以て其貨を収めて其数を減じ、又物の価輕く候事は貨の価重きにより候て貨の価重くなり候事は其数少きが故に候へば法を以て其貨を出して其数を増し、貨と物とに輕重な

きごとく其価を平かにし候時は天下の財用ゆたかに通じ行はれ候由相見え候（註略）、もし此説に拠り候はゞ當時万物の価の重くなり候事、金銀の数多く候て其価輕くなり候故により候事疑ふべからざる事にて候^①と、物価と貨幣數量との需給関係について言及し、政治がこれら兩者の平衡に積極的な役割をもたねばならないことを述べ、その直後で

此一段は自今以後元禄以来公私上下の害を除かれ候事の要旨に候へば、よく御心得わきまえらるべき御事に候

と、割註を加えている。

然らば当時の物価高騰を抑制するには貨幣數量を減ずればよいかというと、それは「死法」であつて当時の経済生活の危機を救出すべき良法ではない。

何故ならば、元禄の貨幣改鑄策は幕府財政の収入が支出の半分にも及ばないためその赤字を補填すべく、慶長以来の通用貨たる金銀貨を改鑄し悪貨策へと転じたが、これは

天下通用の金銀の数を増され候由を申沙汰し候得ども、

眞実は慶長以来造出され候ほどの金銀の数其半を奪ふべきための術⁽⁶⁾

であつて、この回収した金銀貨を改鑄して再発行するわけであるから社会全体的には貨幣数量の増加となり、これが原因で物価騰貴を招いたと考えられ勝ちであるが、然しこれは算盤上の「小数」的認識であつて、眞実は元禄以降十八年間に回収し改鑄した貨幣は金八百八十二万四千三百五十兩、銀二十八万七千六百十七貫目余に過ぎず、これを慶長六年以後元禄八年までの凡そ九十五年間の鑄造貨幣量に比較したらその何分の一かにしか相当しない。

それは良質の古金銀とそれよりは価値の劣る新金銀の交換を人々が回避したためであり、良貨は貯蔵されるから実際の通用貨幣は前の小数計算とは違つて却つて減つており、かゝる死法を墨守し続けることは決して天下の財用を豊かにすることにはならず、元禄以降の銀貨の五度迄の改鑄は金銀貨の相場変動を招来し、これが発火点となつて物価騰貴を呼び公私の難儀を甚しくしている。

従つてかゝる元禄の死法に代る「活法」が採られねばならないが、それが既述の金銀改良策であつて、白石は貨幣数量の面からも元禄の改貨政策は斥けねばならないと主張するのである。

悪貨は良貨を駆逐し市場から慶長の良貨は姿を消すようになったが、物価は依然として高騰を続けている。従つてこれを抑制するには悪貨を回収して再改鑄すればよい、ということになるが、この点になると彼の意見は右の主張と趣を異にしている。

即ち、当時「天下の財用」が通じ行なわれなくなつた理由を

もし某が愚存を以て其理を細かに論じ候はんには、世の人申沙汰し候所はただ其一つを知りて其二つを知らずとも申すべく候歟、其故は当時天下の財用通じ行はれ難く候て万物の価高くなり来り候事、天下の商賈其言を金銀の品下り候に仮り候て其利を競争し候により候へども、眞実は世に通じ行はれ候金銀の数そのむかしよりは倍々し候て多くなり来り候故にて候、然れども凡そ天地の間に生じ出候ほどの物其品貴きものは必ず其数少く其数

少く候故に其価も高く、其品賤きものは必らず其数多く其数多く候故に其価もやすく候事相定りたる事に候へば、当時の金銀其品下り其価軽くなり候故にこれを以て換候所の万物の価は重くなり候と申候はんも、又当時の金銀其数多く其価軽くなり候故にこれを以て換候所の万物の価も重くなり候と申し候はんも、その申す所はかはり候へども其理においてはかはるべからずとも申すべく候⁽⁸⁾

と云い、貨幣の品質とその数量の両面から物価騰貴の原因を考えているのである。

政策の改貨徳正

『改貨議』上巻の「或説」にあげた、幕府が金十両を年々に出して新銀を買収めるといふ両替商の意見に対して

当時天下に通行し候所の銀の数多く候て其価軽くなり候故に、諸物の価は重くなり候事をよくわきまへ知り候故に、銀の数をとり収められ候て其数を減せられ候はゞ銀の価は重くなり諸物の価も軽くなり候はんと申す事に候へば、誠に其謂ある事勿論に候⁽⁹⁾

と云い、その最後に

此説により候て両替のものどもも物の価重くなり候は、

新銀共の数多く候て其価の軽くなり候故に候と存じ知り候事相聞え候へば、某が論じ申す所において一つの明証出來り候事尤以て幸甚と申すべく候歟

と云っている如きは、彼が物価との関係において貨幣の品位説よりも寧ろ数量説をとっていたことを物語っている。

然してこの貨幣改革の具体的実施案を示したその中において

上銀にて候とも其数多く候はんには必らず其価軽くなり候て、万物の価は重くなり候事今日のごとくなるべくしければ古のよく国を治め候政のごとくに、法を以て世候、に通行し候銀の数を減せらるべき御事は(註略)此御時に候⁽⁹⁾

と、銀鈔六十六万貫相当の上銀の鑄造は必要ないとし、新銀を銀鈔十萬貫相当造ってこれに替ると同時に残りは「五分」「六分」の法をもって銀鈔と兌換するから上銀の實際準備高は二十六、七万貫でよいとするなど、貨幣数量の減少をもって物価抑制を意図していたことが十分に理解される。

然らば、物価の抑制は品質を改良しなくても貨幣數量の調節で可能かというのと、これが現実の貨幣制度からして不可能であることを次のように述べている。

金銀の法相改り候度ごと世に通行し候所の金銀の価相高下し候事は、両替の事を以て家業とし候もの共をのその其利を相謀り候てひそかに金銀の品を論じ定め、その定め候価の外には売る事をも買ふ事をも得ず候によりて、金ある人は銀と銭とにかふべき所なく全銀錢三つの宝相通じ用ひ難く候ひしかば、農工商の類は申すに及ばず武士といえども両替の者共の申す旨に任せざる事を得ず候によりて、ついに天下の利権は両替の者共の掌の中に落候て天下の大法といえども、わずかに一國一郡を領し候人の紙札を以て其領内に通じ行なひ候事にも似ず候事、其是非を論ずるに及ばず候歟⁽⁶⁾

更に、これに割註を加えて

すべてこれらの事よく其源を尋ねきはめられ、其源を塞ぎて其流を通ぜられ候御沙汰など申す事もなくして、たゞひたすらに金銀の品下り候事のあやまちのみと議定あるべきは其一つをしりて其二つをしらざる論とも申すべき歟

と云い、物価を抑制するためにはその源である金銀の品位を改良すると同時に、一方の流の面である貨幣の流通面に政治的介入がなされねばならないと考えるのである。

白石は前述の如く最初の『改貨議』上巻においては「古の善く国を治め候人云々」とその儒教的合理思想から貨幣數量説を経済理論としてもっていたが、当時の煩瑣な貨幣制度からくる弊害の現実を省みたとき貨幣數量の調節だけでは物価の高騰を抑制し得ないことを認識し品位説に転じたものと考ええる。

それはまさに彼が表白している

其志ひとえに我きみをして堯舜のきみとなし、此民をして堯舜の民たらしめんとおもひのぞむにあり⁽⁷⁾

という政治思想かくる当然の帰結であつて、儒教理論には拘泥しない事実を尊重する経世家として彼が当時の経済的現実を考察し、そこから得た結論に対する至当な策であつたと考えられる。

白石が貨幣改革において、品位説を採つたことの裡に彼の金銀に対する特殊な思想信仰のあつたことが先

学によって指摘されている⁽⁹⁾。

随に彼は

天地より生じ出され候人間の大宝を、人のなししわざによりて其品を乱り候事は、天下人民の怨み憤り候のみにあらず、天地神明のにくみきらひ給べき事に候⁽¹⁰⁾

と云い、また

これより後天下の人新金新銀を見候所、銀は猶金よりも其品まさり候と心得候ひしかば、金銀の価はじめて平かならず（中略）、下にしては人民の怨み候て物価もようやくに増し、上にしては天地の心も怒り候て災変もしきりに降り候⁽¹¹⁾

と云つて、降災思想や五行思想に依つたか如き言葉も見られるが、それは彼が元禄の悪貨政策の結果的幣害に対し儒者としての言辞を吐露したもので、これらをもつて品位説採用の動機或はその理論的根拠とすることは正徳の改貨政策の本質を見誤るものである。

それよりも寧ろ慶長の幣制に対して

当家世をしろしめされ天下一統し候ひしかば、四方の商旅相通じ候に及び永楽銭と京銭とを通じ行ひ候に、永楽銭壹貫文を以て京銭四貫文に直候ひしかば銭の価ふたつ

にわかれたち候て其訟やむ事なく候故に、慶長十一年九月十一日永楽銭通用の事を停られ京銭を用ひられ候ひて天下の銭価一定し候き、此時に当りて東国の人民をのを其財の四分が三を減じ候へども（註略）此法を定められ候事下の財を奪はるべき御ためにあらず候ひしかば、東国六十余年の銭法一旦に改り候へども一民も怨み憤り候ものもなく事定り候き⁽¹²⁾

と云い、過去の政治的業績を歴史的に考察したり、或は

某先年仰を奉り候て大西洋遼馬国の人にあひ候時、万国の中にて通じ行はれ候金銀の事をも承り其持来り候物共を見候にも、皆々むまれながらの物にて其出候地方によりて其品は同じからず候へども、銀銅などを以て金銀に雜造り候て宝とし候事はなく候由相聞候⁽¹³⁾

と、既述の銀鈔の場合と同様海外の貨幣制度に眼をはせるなどは、正徳の改貨事業の根底に白石の経験的な合理主義的思惟が存したことを証するものではなからうか。

然しまた、彼の場合はそうした思想的態度を示したにも拘らず一定の限界があったことも否めない。

策 政 貨 改 徳 正

当時の貨幣制度の混乱した現実からグレシヤムの所謂悪貨は良貨を駆逐するという認識を有つていながらこれを一つの経済理論として結実させるまでには至っていないのである⁽⁶⁾。

また改貨政策等の発端となつた当時の経済的混乱が各々独立的機能をもつ金銀銭三貨の貨幣制度そのものに因由することは明らかであるが、彼はこれを制度外の金銀の需給及びその品位に求め依然として前述の如き慶長の幣制への復帰を唱えるが如きも彼の思想的・政治的限界と云えるであらう。

最後に、彼の金銀に対する見方について述べることにしたい。

荻生徂徠は

総ジテ金銀ヲ金付石ニテ試テ位ノ善ナド云ハ、兩替屋拆

ノ云コトニテ、大ニ愚ナルコト也⁽⁷⁾

と云つて、正徳の改貨策を冷笑したが、白石も通貨としての金は必ずしも認めていなかった。

其存候処は金銀も又物にて候、其数多く候へば其価値能

成候事諸物と替り候こと無之候⁽⁸⁾

と云つて、金銀の機能を交換の媒介として認めており、かゝる考え方が発展して紙幣の発行まで立案するに至つたが、然しその反面では

金銀の天地の間に生ずる事、これを人にたとふれば骨の

ごとし、其余の宝貨は皆々血肉皮毛のごとくなり⁽⁹⁾

と云い、「宝貨」という表現を随所に示すなど、彼の考えには前の貨幣数量、品位説同様慥に理論的な明瞭さを欠くものがある。

然しそうした欠陥も彼が儒学を思想的背景としながら現実への志向をもつて当時の実際的要求に応えんとしたためであり、このことはまた理論的合一を厳しく銘じた儒者間に白石が学者としても時流を抽んでいた証左でもある。

(註)

- (1) 『白石建議』四(『全集』第六一—一九二頁)
- (2) 『同右書』四(『同』第六一—一九二頁)
- (3) 『同右書』四(『同』第六一—一九二頁)
- (4) 『同右書』四(『同』第六二—二〇一頁)
- (5) 『同右書』四(『同』第六二—二〇一頁)
- (6) 『同右書』七(『同』第六二—二四八頁)

- (7) 『進呈之案』(『同』第六一―二六三頁)
 (8) 宮崎道生著『新井白石の研究』一二三頁
 『白石建議』四(『全集』第六一―一九一頁)
 (9) 『同右書』四(『同』第六一―一九三頁)
 (10) 『同右書』四(『同』第六一―一九三頁)
 (11) 『同右書』四(『同』第六一―二〇三頁)
 (12) 『同右書』四(『同』第六一―一九一頁)
 (13) 野村兼太郎著『概観日本経済思想史』一五九頁
 『政談』卷二(『叢書』卷三一―四一六頁)
 (14) 『兼山秘策』(『叢書』卷二―二二三頁)
 (15) 『白石建議』六(『全集』第六一―二四二頁)

四 経世済民

白石は改貨政策を建議した際その冒頭で

金銀の法を改めるべき御事其法を論じ候は末にて候、ま
 ず其道を論ずべき事は本にて候、其本候はずしては其末
 行はれ候事はあるべからず候⁽¹⁾

と云って、自己の実施具体案に先立って次の五つの大
 綱を明らかにしている。

その第一は慶長金銀貨への復帰であるが、これの実
 現のためには第二に現行の新金銀貨改鑄に伴う費用を

幕府自ら惜しむべきでないこと、第三にはこの改革が
 元祿の如き幕府財政を糊塗するため出目を目的として
 はならないこと、第四には実施担当役人を厳選すべき
 こと、そして最後の第五では「誠信を失はるべからず
 候事」と云い、正徳の改貨政策が慶長の幣制への復帰
 にあり、その根本理念は

国は義を以て利とすると申事候へば、前御代の御徳意を
 奉られ、当時公私の大害を除かれ天下のために其宝を宝
 とせられ候べき大義を行はれ候はんには、必らず天下の
 大利は上に歸し奉るべき御事に候、然らば此等の御費等
 論ずるにたるべからず候⁽²⁾

にあり、かゝる確信の許に

天下の事其誠なく其信なく候て行はるべき事万々に其理
 なき事に候、しからは此法を行はるべき御事は其許を行
 ふ事もなく其約にたがふ事もなく、其賞其罰わづかもそ
 の私をいれずして天下の人民上を信じ服し奉る事、天地
 神明のごとにあらずしてはたやすく行はれ難く候⁽³⁾

と述べ、幕府当局者の政治姿勢をその根本的な問題と
 し、その上に改貨事業の実施による経済の安定がもた
 らされることを強調している。

前引史料にいう「大利」を物質的経済的なものと解するならば正徳の改貨事業は幕府を本位とした政策であると解されなくもない。

事実これに続く割註には、この政策が実行された後のことを具体例をあげて示し、例えば

金銀の惣場相定り諸物の価も減じ候はんには米の価もをのづから減すべき事に候、ましてや人民の心も相祝ひ饑歳の憂もなく候て、五穀もゆたかなるべく候へば米の価も年々に減じ候べき歟、然らば又御切米の御金の数も又年々に減すべき事に候

と、経済安定の結果当時の俸禄制による幕府の支出経費が節減されること、更には彼が右の政策に先立って上申した正徳三年三月の『庶政建議』において

世人近年以来の事跡を論じ候所を承候に、天下の上下大小財用とぼしく成来り候事は或は金銀の品あしくなり或は運上の事出来り、此等の事につきて諸物の価高くなり或は地震砂降等の変により或は風俗結構の事多く、或は男女召仕の人少く又此等の事につきて武家の面々困窮に及び候等の説候歟、此等の説皆々無_レ其謂_レ事にはなく候へども細に其理を論じ候はゞ天下の上下大に財用とぼし

く成来り候とは申すべからず、武家の財用とぼしく成候とは申すべく候⁽⁴⁾

と述べ、商品貨幣経済の発達の結果、「百姓職人売人ことごとく皆其利を利とし其樂を樂み候て」いるのに対し、消費階級たる武家のみがこの影響を直に蒙り難儀するに至っていること、従ってこれを救済することが当時最も急務たることを建議している。

かゝる事実からして正徳の改貨政策は領主財政の救出或はそれとの関連から解されなくもないが、然し既述の如く金銀の復旧改鑄において幕府の多大な出費がなされており、前引史料の経費節減ということも白石のいう「小数」としての政策実施に伴う附随的な効果であつて、その真の期する所は「義を以て利する」天下の大利にあり、具体的には金銀制度を確立して経済の安定を図ると同時に全人民の政治に対する信頼を回復することにあつたことは間違いない⁽⁵⁾。

然し、初期の意図が必らずしも同一の結果を生ずるとは限らない。

そこでこの政策に対してなされた当時の批判を通じ

てその意義を考えてみることにしたい。

先ず、この政策を否定する論者の意見を整理すると、政策実施の結果経済界を一層混乱に陥しめたこと、社会的には通貨の縮少となったため一般の生活困窮を招いたこと、以上の二点である。

即ち获生徂徠は

金銀ノ数減少シタル事、世間ノ困窮ニナル事ハ、金銀大分ニ持シ者モ世ノ困窮ニ連テハ自ト半身代ニ成ルニ依テ、金ヲ出シテ米ヲ買フコトナラズ、依レ之米価下直ニ成故、武家モ百姓モ皆半身代ニ成テ、世界困窮シタル也⁽⁶⁾と云い、また室鳩巢も

此度金銀通用御新令、諸国一統に被_レ仰出_二候、其御地杯も御詮議にて諸士中も難儀之由承申候、左様に可_レ有_レ之と奉_レ存候、京都西国一統つづれ申候様に申候、当地杯は金遣に候故当分夫程難儀は不_レ仕候得共、物価くるひ候て間違候もの有_レ之候⁽⁷⁾

と云っているのがそれであるが、彼等は単にこの政策の結果による幣害面の指摘にのみ止らず、そこからその前提たる当時の経済状況の分析に至り、改貨政策そ

れ自身に批判的言辭を吐いている。

つまり正徳の改貨事業が期待した如き成果をあげ得なかつたのは抑は幕府が悪貨回収に可能な改鑄準備金を所持していなかつたことに根本的な原因があり、従つて金銀改良の強行と通貨の縮少策は当時の経済的実情にそぐわない時勢に逆行する措置であつたことになる。

鳩巢は白石の側に在つて金銀の改鑄には早くから意見を交しており『改貨議』をも見ているから、白石の考えを最もよく理解していたと考えられるが、その彼が白石との問答の中で

左様に候は、銀の相場御あげ被_レ成可_レ然候、兎角金銀は天下の宝に候へば、昔のごとく品をよく被_レ成候様に、百年二百年立申ても御捨置間敷儀は御尤と奉_レ存候、然ども左様計にては金銀の直り申時分迄天下の難儀、兎角可_レ申様も無_レ之事と存候間、其内銀の相場を先あげ候て、天下一統金一両に六十目に相定度物に奉_レ存候、是は上の御下知次第の儀に奉_レ存候、此相談を被_レ成_二御覽_一候様にと申候得ば、新井氏只今相場を改申儀も成申候へども、

夫にては人を損じ不_レ申候ては、成不_レ申候、三十人ほども損じ申候は、成可_レ申候⁽⁸⁾。

と云い、金銀の品質改良が幕府の準備金不足のため実現困難であるという前提の許に、現行の銀相場を幕令でもって引上げること、相場を操作する悪徳両替商を処罰すること、以上の二つの対策をもって物価抑制に当たるべきことを進言しているのである。

こうした考え方は、白石も『改貨議』上巻の「或説云々」に引用し掲げているから鳩巢に限らず当時の一般的な意見であったと考えられるが、白石は先ず前者の銀相場釣り上げについては

たとえ年ごとに多くの御金を出され候て新銀共買収られ候とも、いく程なくして又其銀共御払ひに出し用ひられ候はんには、世に通行し候所の新銀どもついに其数を減ずるに及まじく候へば、渴し候もの、ために一碗の水をあたへ候に程なく又渴し候事ものごとくに候⁽⁹⁾。

と云い、銀の数量が多くなったためにその価値が低下したという考え方は支持するに足るが、更にこの説を延長して幕府が上銀を造って悪貨回収を行ない新旧の

公定相場を定めたにしても悪貨が金融界から消えない限り相場の変動をきたすとし

たとえ中銀を造出され候て新金の価と相対候とも、元禄宝永三寶字等の新銀ことごとく皆改造られず候間は、金銀の惣場くるひ候はん事猶又ものごとくに候⁽¹⁰⁾と云つて、これを駁している。

次の両替商人への対策は、白石も

凡武士たるほどのものども金銀の品の高下など申す事はもとよりわきまへ知る所にあらず候（中略）、農工商の類と申せども金銀銀の品に高下ある事を論ずるに及ばず候は勿論にて候、然るに金銀の品を高下しその価を論じ定め候事は皆是両替のもの、其利を求むべきがために申行ひ候事に候、その余の商人は申すに及ばず農工の類もまたをのくその利をうしなひ候まじき事をあひ謀り候上は、諸物の価相増し候事そのいはれなきにあらず候⁽¹¹⁾。

と云い、これに類した言辭は随所に見られ、彼等両替商のために天下の大法も行なわれなくなったという強い認識の許に既述の如く改貨事業の実施に当って銀座の手入れが行なわれたが、然し一方では

其本謀天下の利を奪ふべきために候へば、上をも欺き奪り下をも罔ひ候にあらざれば其術行はれ難き事に候へば、かゝる事も有之候へども小人は利に喩ると申す事候へば、これら利財の事につきて士大夫の人々工商の類と其術をあらそふべき事かなふべからざる事にて候⁽⁶⁾

と云つて、彼等商人の営利追求の欲望を認め、更には

元禄以来の銀法も慶長の錢法を改められ候ごとくに候はゞ、天下の商賈いかでか上と其利を競い争ふ事は候べき、然らばみづから其過を悔改るに及ばずして尤に倣ひ候ものどもを罪せらるべき御事尤以て不可然事に候歟⁽⁶⁾

と、彼等を弾圧するに先立ってまず為政者自らその政治姿勢を匡さねばならないとするなど、結局は両替商と同次元に立って直接的な弾圧等の手段を用いるよりも政治はより高次元から彼等の行動を規制すべく措置が採られねばならないとし、それが具体的には金銀の改良策であつたと考えられる。

然し、徂徠が下した批判は正徳の改貨政策そのものを否定する内容を含んでいる。

彼はこの政策によつて社会的に通貨の数量が減少し

たため金融が逼塞し、武家百姓等米価下落により困窮するに至つたことを述べ、更には

サレバ金銀ノ員数ヲ元禄ノ比ニ比スレバ半分ヨリ内ニ減ジタレドモ、慶長ノ昔ニ返ル故、慶長ノ如ク世モ過易キ筈ノ事也、金銀ノ性ヨクナリタレバ、諸色モ下直ニ成筈ノ事ナレドモ、町人ノイタヅラニテ、諸色ノ直段ヲ下ゲヌト云フ人アレドモ是又世界ノ有様ヲ知ヌ人ノ云タル事也⁽⁶⁾

と、米価に随伴して諸色値段が下落せず却つて年々その平衡を失つていることを指摘し、この物価騰貴の原因を彼は当時一般の風俗華奢その奢侈的欲望の結果とみて、金銀貨幣の品質・数量の調節によつてこれを抑制しようとした正徳の改貨政策には根本的批判を下しているのである。

徂に徂徠が指摘した如く、当時の貨幣経済の発達は固定収入者でありしかも都市生活者たる武家の消費生活を膨脹させたことは明らかである。

白石も前述の如くかゝる武家の救済を急務として訴えると同時に幕府から課される軍役の改正という本質

的な問題にまで触れた建議を行なっているが⁽⁸⁾、これが当時の幕閣において省られなかったことは自叙伝『折たく柴の記』に彼が無念の情をこめて記す所である⁽⁹⁾。

また彼は物価騰貴の原因として上申したところは、金銀の品質低下、風俗の華麗による出費増加と諸物の元値の高騰、江戸屋敷町屋の増加、武家の買物代金不払等であるが、

但天災と申事も、風俗と申事も皆々御政務により候て感じ致処と承り候得ば、其大本は只御政務の一つにより候⁽¹⁰⁾

というのをみれば、彼はこれらを全て政治の問題として思惟していたものと考ええる。

(註)

- (1) 『白石建議』五(『全集』第六一—二〇八頁)
- (2) 『同右書』五(『同』第六一—二〇八頁)
- (3) 『同右書』五(『同』第六一—二〇九頁)
- (4) 『同右書』一(『同』第六一—一五九頁)
- (5) 栗田元次著『新井白石の文治政治』三七四頁
- (6) 『政談』卷二(『叢書』卷三一—四一二頁)

- (7) 『兼山秘策』(『叢書』卷二—三九〇頁)
- (8) 『同右書』(『同』卷二—四八頁)
- (9) 『白石建議』四(『全集』第六一—二〇一頁)
- (10) 『同右書』四(『同』第六一—一九九頁)
- (11) 『同右書』七(『同』第六一—二四八頁)
- (12) 『同右書』五(『同』第六一—二〇八頁)
- (13) 『同右書』四(『同』第六一—二〇三頁)
- (14) 『政談』卷二(『叢書』卷三一—四一二頁)
- (15) 『白石建議』一、二、三、(『全集』第六)
- (16) 『折たく柴の記』(『全集』第三一—四一頁)
- (17) 『兼山秘策』(『叢書』卷二—二四頁)

あとがき

白石より後世に出た太宰春台は経済の語義を釈して
凡天下国家ヲ治ムルヲ経済ト云、世ヲ経メ民ヲ済フト云
フ義也、経ハ経綸也、(中略) 済ハ濟度ノ義ナリ⁽¹¹⁾
と云っている。

これが我国近世儒者の経済に対する一般的な考え方であったにしても、かゝる思想が社会の多様化現象に対応すべく理論としてその機能をもつためには、その

根底にある彼等自身の儒学への考え方が先ず大きく転回されねばならない。

これを人倫の問題でいえば、自己の個人修養的な道徳論を主体とした政治論から脱して、個人道徳と政治との連続性を否定した「全体」への思考がなされねばならないと考える。

換言すればそれまでの修身をもって治国平天下の絶対条件とする考え方から、後者の治国平天下こそ学問の本旨であり究極の目的であるとする、所謂経世済民を主体とした思想がこゝに登場しなければならぬのである。

白石は晩年の書簡で

或は世に博学と申、或は窮理の学と申、其余は詩に文に種々のおの材の近きに随ひて取沙汰めされ候衆今も世にとぼしからず候か、皆これ孔門の教のその一つを沙汰せられ候にて全体をこころざされ候とは申がたくもや候らむ、此所に至って大きに以て非なるの事も出来り候べきか、ただ、前聖の心はたゞ仁の一つと見え候へば自の身心をも言行も仁ならむ事を欲し候はんには学ぶ所の

博からず候てはかなひがたく、書物の理明かならずしてはかなひがたく、物に接し人と交りもし志を得候ては小にして家國、大にして天下後世凡そ天地間の事斯道のあづからぬ所なく見候⁶⁾

と云つて、自己の学問觀を披瀝し、また『進呈之案』において

抑孔子春秋を作り給ひしより後代の儒者其筆をつぎて史鑑の書を作れることは、前世の事を以て後代の戒となすべきがためにあらずといふ事なし、さればいにしへを知るといへども今をしらざれば所謂春秋の学にあらず⁶⁾

と云つてゐることから考えて、彼の眼には当時の儒学における各派の風潮は恰も仏教の諸宗派が対立抗争しているが如くにうつつたのであろう。

彼が自己の学問的立場を孔子の「仁」や「全体」にあるとし、現実への志向を目的としなければならぬと主張するとき、この「仁」なるものは既に道徳の問題とは離れた政治の問題として、その脳裡にあつたと考えられる。

彼はまた前引の書簡中で、『大学』にいう「新民」

の思想を儒学の基本として重要視しており、かゝる儒教の公的倫理を基礎として彼の経世が展開されるが、然しそこにはまた一定の限界が存したことも否めない。

既に本文中で触れた如くこの改貨政策においても、儒者としては余りその思想に拘泥することなく経験的な事実尊重の立場をとってそこに自己の政治理念の実現を図るのであるが、然し金銀貨の復旧と同時に当時の貨幣制度そのものが何等省られることなく、両替商人に対しても適当な施策が成されてはいない。

やがて徂徠・春台等に至ると、政治も経済も道徳を離れてそれ自身の自律性をもつという認識が生まれてくるが、白石の場合は未だこうした考えに徹底しておらず寧ろこれら両者の公的な結合の上に立っているため前の如き欠点も指摘し得るが、然しこの後の政治からは人々が期待することのできなかつた長所であったことも事実である。

(註)

- (1) 『経済録』巻一（『叢書』巻六一一〇頁）
 (2) 『与佐久間洞巖書』（『全集』第五一四三四頁）

(3) 『進呈之案』（『同』第六一二六三頁）

（昭和四十七年九月稿）